

平成 25 年 8 月 23 日

技3通 13-008

## 設計施工基準第3条に係る結果通知書

株式会社 サポート 御中

株式会社 住宅あんしん保証



平成25年8月20日付で申請のあった透湿防水ルーフィングについては、下記2. に掲げる部分が「あんしん住宅瑕疵保険設計施工基準」に適合していませんが、申出内容の審査の結果、同基準と同等の性能を有するものであることを確認いたしましたので通知いたします。

### 1. 対象工法

株式会社サポートの供給する「エコルーフ」、「遮熱エコルーフ」、「エコルーフⅡ」を使用し、同社が定める施工マニュアルに基づき施工されたもの。

### 2. 第3条申出に基づき審査を行った部分

雨水の浸入防止する部分のうち、次に掲げる部分。

#### (1) 屋根の防水

- ① 下葺き材は、JIS A 6005に適合するアスファルトルーフィング940又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。(第7条第2項(1))

### 3. その他

- ・ 審査を行った部分の他は「あんしん住宅瑕疵保険設計施工基準」に準拠することを条件とします。
- ・ 審査を行った部分に変更があった場合は、この書面の効力を失うものとします。
- ・ 保険契約申込みの際には通知書の写しをご提出ください。

注意)この通知書は、大切に保管しておいてください。